

災害時における県有建築物の応急対策業務に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と一般社団法人山梨県建設業協会（以下「乙」という。）とは、大規模災害が発生した場合における甲の管理する建築物（以下「県有建築物」という。）の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害により被害を受けた県有建築物の機能の確保及び回復のため、応急対策業務の実施に関する基本事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、応急復旧が必要と判断された県有建築物（付帯する建築設備及び外構を含む。以下同じ。）に係る応急対策業務について、乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

（協力業務）

第3条 乙は前条の要請があったときは、当該応急対策業務を実施する会員（以下「応急対策業務実施会員」という。）を選定し甲に報告するほか、可能な限り甲に協力するものとする。

（応急対策業務の内容）

第4条 第2条第1項の応急対策業務の内容は次のとおりとする。

- 一 県有建築物の応急措置、応急復旧工事及び損傷個所等の被害状況把握
- 二 その他特に必要とする事項

（連絡窓口）

第5条 甲乙は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡窓口を定め、必要な情報を交換するものとする。

（会員名簿等の提供）

第6条 乙は、前条の連絡窓口担当者名簿及びこの協定に賛同する会員の名簿を甲に提供するものとし、当該担当者または会員に異動があったときは、その都度甲に報告するものとする。

（災害情報の提供）

第7条 乙及び応急対策業務実施会員は、業務実施中に覚知した災害等の情報を積極的に甲に提供するものとする。

（業務実施の報告）

第8条 応急対策業務実施会員は、速やかに次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- 一 実施した業務の内容、人員及び期間
- 二 使用消費した材料、資材、燃料
- 三 使用した機械及び稼働期間
- 四 その他必要な事項

(費用の負担)

第9条 甲の要請に基づく応急対策業務の実施に係る費用は甲が負担する。費用の請求及び支払方法は、別途協議のうえ定めるものとする。

(災害補償)

第10条 応急対策業務に従事した者が、当該業務の実施により負傷又は死亡した場合の災害補償は、山梨県知事が災害対策基本法第71条第1項の規程により、協力命令を発したときに限り、「災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和37年山梨県条例第55号)」を適用する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項について、定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれかが書面をもって協定の終了を通知しない限りその効力を持続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年10月28日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事

後藤 斎

乙 山梨県甲府市丸の内一丁目13番7号
一般社団法人 山梨県建設業協会

会

長

磯野 正一